

令和7年度 食パラダイス鳥取県

特産品

コンクール

出品者募集

総合グランプリは各メディアで紹介

鳥取県の農林水産物を主原料とし、
その特徴を活かして開発した加工食品を広く募集します。
受賞商品は「特産品コンクール」のロゴマークを表示できるほか
ホームページで紹介、展示販売等でのPRを行います。

申込期限

令和7年 9月10日水 午後5時 必着

応募資格

鳥取県内に本店、支店その他の事業所を有する法人、
組合、各種団体、グループ又は個人

申込方法

応募商品 1 点と、①申込書、②応募商品の FCP シート、
③商品を説明できるパンフレット・記事等、各13部を添えて、
下記の事務局まで郵送してください。

※①～③の書類はメールでも受付けます。

※消費期限は 2 週間の余裕があるようにご注意ください。

申込み
問合せ先
(事務局)

(株)ウェブプラン・プロモーション
〒680-0004 鳥取県鳥取市北園 2-200
電話 0857-25-3091 / メール contact@wp-pro.jp

主 催

鳥取県商工労働部兼農林水産部
市場開拓局 食パラダイス推進課



入賞商品は、ホームページでの紹介、特設コーナーで展示販売等を行い、
新商品の知名度の向上、販路拡大を図ります。

募集部門

総菜部門、食材部門、菓子・パン部門、飲料部門（酒類を除く）、酒類部門

応募要件

鳥取県内に本店、支店その他の事業所を有する法人、組合、各種団体、グループ又は個人が加工した次の基準をすべて満たす商品とし、出品数は **1 事業者につき 1 点** とします。

- ①鳥取県産の農林水産物を主原料とした加工食品又は鳥取県産の農林水産物の特徴を活かした加工食品であること。
- ②令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 7 月 31 日の期間に商品化又は改良（パッケージや内容量のみの変更等を除く）され、販売実績のあるもの。
- ③食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）及び日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）に定める「日本農林規格」、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）、計量法（平成 4 年法律第 51 号）、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）、医薬品、医療器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）の関係規定に違反しないもの。
- ④商品の製造において「HACCP に基づく衛生管理」又は「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」に基づく適正な衛生管理を実施していること。
- ⑤容器包装リサイクル法に基づく適正な再商品化義務履行を行っていること。
- ⑥出品の際、変質又は破損しないもの。
- ⑦書類審査通過者については、以下に対応できる者。
 - ・鳥取市内会場での試食審査会に参加すること。
 - ・審査の実食用に応募商品を指定期日に 9 人分提供できること（費用は応募者負担）。

特典

入賞商品特典

- ①BSSラジオ、日本海新聞で紹介
- ②総合グランプリは加工食品関連の全国コンクール（優良ふるさと食品中央コンクール）へ県代表として推薦
- ③ウェブサイトでの商品紹介
- ④特設コーナーで展示販売（直売所や道の駅等）
- ⑤アドバイザーによる PR 支援

総合グランプリは
ラジオ出演で PR



審査方法

①書類審査（9 月）

- ・書類による審査を実施。
- ・書類審査は、提出書類に基づき行うため、書類に不備がないようにすること。

②試食審査・合議（10 月 23 日開催予定）

- ・書類審査を通過した商品について、審査委員に対して試食品を提供するとともに、質疑応答を行う。
- ・実食、採点後、審査員の合議により受賞品を決定する。

※食品表示及び衛生管理等について受賞後に違反が確認された場合、受賞を取り消すことがある。

応募書類入手先

応募に必要な書類はホームページからダウンロードできます。➡

応募書類
ダウンロード

